

参考様式第5-1号

大産振第1091号
令和6年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大蔵村長 加藤 正美

市町村名 (市町村コード)	大蔵村 (06365)
地域名 (地域内農業集落名)	南部 (肘折、金山、鍵金野、豊牧、滝の沢、沼の台、平林)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

南部地区は四ヶ村の棚田を中心とした中山間地域となっており、水稻を中心に、ピーマン、しとう等の野菜やそば等が栽培されている。人口減少が著しく地域外の農業者が増加しており、担い手の平均年齢は61歳と高齢になっており、担い手の確保が課題となっている。

ニホンザルによる農作物被害が多発しており、一部圃場では電気柵等を導入しているが、より広い範囲での取り組みが求められる。

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した共同作業により、荒廃農地の発生を防止する取り組みが行われている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者11人(うち60歳以上7人)

主な作物:水稻、ピーマン、しとう、りんどう、繁殖牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業基盤の維持保全のため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した共同作業により耕作放棄地の発生を防ぎ、地域全体で農業を支える体制づくりを推進していく。

棚田を中心とした傾斜地が多いため、ドローンなどによる肥料・農薬の散布により農作業の負担軽減を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	255 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	255 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

中心経営体である地域内の認定農業者等を中心に、農地集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借について農地中間管理機構を通じ、担い手の経営意向を勘査し、段階的に集積・集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ計画はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

村やJAと連携し、認定農業者や新規就農者の確保に努め、技術指導の支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため肥料・農薬散布は担い手へ委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ニホンザルやイノシシ等による農作物被害が頻発しており、電気柵の設置や花火による追い払いを継続しながら被害軽減を図っており、今後も地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む。
- ③棚田など傾斜地が非常に多い地域のため、ドローン等を活用した肥料・農薬散布を行い、農作業の軽減を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全を図っていく。